

ecbeing使用許諾約款

当社： 株式会社ecbeing

お客様： 利用ユーザー

ecbeing 使用許諾約款

第1条 (用語の定義)

本約款における用語の定義は、次の通りとする。

- ①「本件プログラム」とは、ecbeing 基本パッケージをいい、バージョンアップに基づき将来提供されるその改訂版・改良版等も含む。
- ②「関連資料」とは、本件プログラムの使用にあたって参照されるプログラムに関するドキュメント資料をいい、バージョンアップに基づき将来提供される改訂版・改良版等も含む。
- ③「本件プロダクト」とは、当社が利用ユーザーに対してその使用を許諾する本件プログラムおよび関連資料を総称するものであって、バージョンアップに基づき将来提供されるその改訂版・改良版等も含む。
- ④「本件ソフトウェア」とは、同種のプログラムに共通して利用されるノウハウ、ルーチン、モジュール等の汎用的な利用が可能なプログラム等の知的財産権の対象となるもの（当社が従前から権利を保有していた知的財産権の対象となるもの及び当社が業務の実施に際し新たに取得したものを含む）と「本件プロダクト」を総称するものをいう。
- ⑤「指定システム」とは、本件プログラムをインストールする当社が定めるコンピュータ・システムをいう。
- ⑥「指定オペレーティングシステム」とは、指定システムの上で機能する当社が定めるオペレーティングシステムをいう。
- ⑦「指定場所」とは、指定システムを設置する当社の定める場所をいう。

第2条 (適用範囲)

1. 本約款は、当社との契約に「ecbeing 基本パッケージ」が含まれる場合に適用され、当社の契約の相手方は、本約款を遵守するものとする。
2. 第三者が利用ユーザーである場合、当社の契約の相手方は、当該第三者に本約款を遵守させるものとする。

第3条 (目的)

当社は、利用ユーザーに対して、当社の所有にかかる本件ソフトウェアを利用ユーザーの業務遂行の目的の範囲内に限り、利用ユーザーが使用するための非独占的使用権（以下「使用権」という）を許諾する（以下「本使用許諾」という）。

第4条 (使用権の内容)

1. 本件ソフトウェアは、当社の定める指定システムおよび指定オペレーティングシステム（以下「指定環境」という）のもとで、当社による指定場所での使用に限定されるものとする。但し、当

社が別段の定めをした場合はこの限りではないものとする。

2. 利用ユーザーは予め当社からの書面による承諾を得た場合を除き、コンピュータ読取可能な形式であるか印刷物であるかを問わず、本件ソフトウェアをいかなる場合も複製またはリバースエンジニアリングをしないものとする。
3. 本件ソフトウェアの原本および当社の承諾を得て作成された複製物の所有権は、全て当社に帰属する。理由の如何を問わず、本使用許諾が終了した場合には、利用ユーザーは、直ちにそれらを全て当社に返還するものとする。
4. 利用ユーザーは、いかなる場合も、本条件に基づく使用権につき第三者のために再使用権を設定し、かかる使用権を第三者へ譲渡し、または本件ソフトウェア若しくはその複製物を第三者に譲渡、転貸若しくは占有の移転をしないものとする。また、本条件上の権利・義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、または承継させないものとする。

第5条 (バージョンアップ)

当社は利用ユーザーに対して、本使用許諾の有効期間中、以下の内容に基づき、本件プロダクトのバージョンアップに対応する。

- ①当初納入された本件プログラムを当社がバージョンアップした場合、当社の定める条件により有償で改定版・改良版等を当社は利用ユーザーに提供する。
- ②当初納入された関連資料についても、前号と同様とする。

第6条 (保守又はシステム運用サービス)

当社は利用ユーザーに対し、利用ユーザー又は利用ユーザーの代理店等と当社とで締結される保守又はシステム運用サービス契約、見積書、注文書その他当社の定める条件に基づき、本件プロダクトの保守又はシステム運用サービスのサポートを提供するものとする。

第7条 (秘密保持義務)

1. 利用ユーザーおよび当社は、本使用許諾に関して知り得た相互の販売上、技術上またはその他業務上の秘密を第三者に開示・漏洩してはならないものとする。但し、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ①相手方から開示、提供を受けた情報が、既に公知の場合
 - ②相手方から開示、提供を受けた情報が、自己の責によらず公知となった場合
 - ③相手方から開示、提供を受けた情報を第三者に

- 開示することにつき、相手方から事前に文書による同意を得た場合
- ④相手方から開示、提供を受けた情報がすでに自ら保有していた場合
 - ⑤相手方から開示、提供を受けた情報が、自ら独自に開発したものである場合
 - ⑥正当な権限を有する第三者から開示に関する制限なく開示された場合
 - ⑦法令に基づき行政当局もしくは裁判所の命令により開示を義務付けられた場合
2. 前項の規定にかかわらず、利用ユーザーは本件ソフトウェアの使用のために必要な関連情報を、本件ソフトウェアを実際に使用する利用ユーザーの従業員等に対し開示できるものとする。但し、この場合には、利用ユーザーは、利用ユーザーの当該従業員等に対して利用ユーザーの義務と同等の義務を履行させるよう適切な措置を取るものとする。
3. 本条の義務は、本使用許諾の期間満了または本使用許諾の解除等による本使用許諾終了後も有効に存続する。

第8条（知的財産権）

本件ソフトウェアの著作権その他の知的財産権は、すべて当社に帰属する。

第9条（解除、損害賠償及び期限の利益の喪失）

1. 当社は、利用ユーザーが次の各号の一に該当した場合は、本使用許諾の一部または全部を、解除することができる。
- ①本使用許諾の各条項の一つでも違反した場合
 - ②正当な理由なく期間内に債務を履行する見込みがないと認められる場合
 - ③当社へ重大な損害または危害を与えた場合
 - ④監督官庁から営業の取消、停止等の処分を受けた場合
 - ⑤自らか、若しくは第三者により破産、会社更正、民事再生、清算を申し立て若しくは申し立てられた場合
 - ⑥解散、事業の全部または重要な一部の譲渡を決議した場合
 - ⑦手形・小切手が不渡りとなった場合、または財産状態が悪化し若しくは悪化する虞があると判断される場合
 - ⑧災害その他やむを得ない事由により、債務の履行が困難と認められる場合

- ⑨その他本使用許諾を継続することが不適当な場合
2. 前項による解除がなされた場合といえども、当社の利用ユーザーに対する損害賠償の請求を妨げるものではない。
3. 利用ユーザーは、第1項各号の事由の一つにても利用ユーザーが該当した場合、利用ユーザーが当社に対して負う債務について当然に期限の利益を喪失し、利用ユーザーは当社に対する債務を直ちに履行するものとする。

第10条（本使用許諾の有効期間）

本使用許諾の有効期間は、本件プロダクトが受入検査に合格した検取合格日より、本件プロダクトの使用が継続する期間とする。但し、本使用許諾が終了した場合は本使用許諾の終了までとする。

第11条（信義則）

本約款に定めがない事項または本約款の条項の解釈について疑義が生じた場合には、利用ユーザーと当社は誠意をもって協議し、これを解決するものとする。

第12条（準拠法、合意管轄）

1. 本約款は、日本国の法令に準拠して解釈されるものとする。
2. 本約款に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（約款の変更）

1. 当社は、本約款を変更しようとする場合、当社ウェブサイトに掲載する方法等により、あらかじめ利用ユーザーに対して本約款を変更する旨、変更後の約款の内容及び約款変更の効力発生日を告知する。
2. 前項に基づき本約款の変更を告知した日から約款変更の効力発生日までに利用ユーザーからの異議の申し出がない場合、利用ユーザーは当該変更に同意したものとみなし、以後利用ユーザーと当社との間において、変更後の約款の効力が生じる。

以上

2020年4月1日 改訂

2020年4月27日 発効